コクリエでんき

(需給契約要綱)

2024年4月1日実施

北海道電力株式会社

コクリエでんき

1 契約種別

この需給契約要綱(以下「この契約要綱」といいます。)の契約種別は、コクリエでんきB、コクリエでんきCおよびコクリエでんきDといたします。

2 コクリエでんきB

(1) 対象となるお客さま

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協 議が整ったお客さまを対象といたします。

- イ お客さまが1年を通じてこの契約要綱の適用を希望されること。
- ロ 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- ハ 1需要場所において動力を使用する需要に適用する契約種別(以下「動力契約種別」といいます。)とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力(需給契約要綱の定めにより最大需要電力にもとづいて契約電力を定めるお客さまが、新たに電気の供給を受ける場合または需要場所における主開閉器の定格電流を変更される場合等は、契約設備電力といたします。)との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が原則として50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において動力契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、一般送配電事業者または配電事業者(以下「当該一般送配電事業者等」といいます。)が低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イおよび口に該当し、かつ、ハの契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。

(2) 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流

契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および電気標準約款 [低圧] (コクリエ) (以下「コクリエ標準約款」といいます。) 別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、コクリエ標準約款別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合は、コクリエ標準約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニ

によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、コクリエ標準約款別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合は、コクリエ標準約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、コクリエ標準約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格がコクリエ標準約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、コクリエ標準約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、コクリエ標準約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格がコクリエ標準約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、コクリエ標準約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、コクリエ標準約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用 しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペア	390円52銭
契約電流15アンペア	585円78銭
契約電流20アンペア	781円04銭
契約電流30アンペア	1,171円56銭
契約電流40アンペア	1,562円08銭
契約電流50アンペア	1,952円61銭
契約電流60アンペア	2,343円13銭

口 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	34円28銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	40円38銭
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	43円99銭

ハ 最低月額料金

イおよび口によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額およびコクリエ標準約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	404円67銭
	1011 101 22

(5) その他

- イ 契約期間満了に先だって、原則としてこの契約要綱以外の他の契約種別に需給契 約を変更することはできません。
- ロ この契約要綱から他の契約種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては、原則としてこの契約要綱を適用いたしません。
- ハ 当社は、コクリエ標準約款17(日割計算)に準じて日割計算を行ない、料金を算 定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表2(料金適用 上の電力量区分の日割計算の基本算式)によるものといたします。
- ニ この契約要綱に定めのない事項については、コクリエ標準約款によるものといた します。

3 コクリエでんきC

(1) 対象となるお客さま

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協 議が整ったお客さまを対象といたします。

- イ お客さまが1年を通じてこの契約要綱の適用を希望されること。
- ロ 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- ハ 1需要場所において動力契約種別とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力 (需給契約要綱の定めにより最大需要電力にもとづいて契約電力を定めるお客さまが、新たに電気の供給を受ける場合または需要場所における主開閉器の定格電流を変更される場合等は、契約設備電力といたします。)との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が原則として50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において動力契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、当該一般送配電事業者等が低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イおよび口に該当し、かつ、ハの契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。

(2) 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、コクリエ標準約款別表 4 (契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金およびコクリエ標準約款別表 1 (再生可能エネルギ 一発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合 計といたします。ただし、電力量料金は、コクリエ標準約款別表2(燃料費調整)(1) イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合は, コクリエ標準約款 別表 2 (燃料費調整)(1) 二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、 コクリエ標準約款別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が 80,800円を上回る場合は、コクリエ標準約款別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定 された燃料費調整額を加えたものとし、コクリエ標準約款別表 3 (離島ユニバーサル サービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格がコクリエ標準約款別表3 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)口に定める離島基準燃料価格を下回る場合は、 コクリエ標準約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)へによって算定された 離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし, コクリエ標準約款別表 3 (離 島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格がコクリ 工標準約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1) 口に定める離島基準燃料価格 を上回る場合は、コクリエ標準約款別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)へに よって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用 しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき 390円52銭

ロ電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	34円28銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	40円38銭
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	43円99銭

(5) その他

- イ 契約期間満了に先だって、原則としてこの契約要綱以外の他の契約種別に需給契 約を変更することはできません。
- ロ この契約要綱から他の契約種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては、原則としてこの契約要綱を適用いたしません。
- ハ 当社は、コクリエ標準約款17(日割計算)に準じて日割計算を行ない、料金を算 定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表2(料金適用 上の電力量区分の日割計算の基本算式)によるものといたします。

ニ この契約要綱に定めのない事項については、コクリエ標準約款によるものといた します。

4 コクリエでんきD

(1) 対象となるお客さま

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協議が整ったお客 さまを対象といたします。

- イ お客さまが1年を通じてこの契約要綱の適用を希望されること。
- ロ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- ハ 1需要場所において電灯または小型機器を使用する需要に適用する契約種別(以下「電灯契約種別」といいます。)とあわせて契約する場合は、契約電流、契約容量または契約電力(需給契約要綱の定めにより最大需要電力にもとづいて契約電力を定めるお客さまが、新たに電気の供給を受ける場合または需要場所における主開閉器の定格電流を変更される場合等は、契約設備電力といたします。)と契約電力(お客さまが新たに電気の供給を受ける場合または需要場所における主開閉器の定格電流を変更される場合等は、別表1〔契約設備電力の算定〕によって算定された契約設備電力といたします。)との合計(この場合、10アンペアおよび1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が原則として50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において電灯契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、当該一般送配電事業者等が低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イおよび口に該当し、かつ、ハの契約電流、契約容量または契約電力と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。
- (2) 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電力

契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、コクリエ標準約款別表 4 (契約 容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約 主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金およびコクリエ標準約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、コクリエ標準約款別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合は、コクリエ標準約款別表 2 (燃料費調整) (1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、

コクリエ標準約款別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が80,800 円を上回る場合は、コクリエ標準約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、コクリエ標準約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格がコクリエ標準約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、コクリエ標準約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、コクリエ標準約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格がコクリエ標準約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、コクリエ標準約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、コクリエ標準約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整) (1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整) (1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき

1,336円52銭

口 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき

27円84銭

(5) その他

- イ 変圧器,発電設備および蓄電池その他を介して,電灯または小型機器を使用する ことはできません。
- ロ 契約期間満了に先だって、原則としてこの契約要綱以外の他の契約種別に需給契 約を変更することはできません。
- ハ この契約要綱から他の契約種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては、原則としてこの契約要綱を適用いたしません。
- ニ この契約要綱に定めのない事項については、コクリエ標準約款によるものといた します。

1 実 施 期 日

この契約要綱は、2024年4月1日から実施いたします。

2 契約容量および契約電力についての特別措置

(1) 3 (コクリエでんきC) (1)または4 (コクリエでんきD) (1)に該当し、お客さまが希望され、かつ、当社との協議が整った場合には、契約容量または契約電力は、3 (コクリエでんきC) (3)または4 (コクリエでんきD) (3)にかかわらず、当分の間、契約負荷設備の内容を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

なお,この場合の契約容量または契約電力が,負荷の実情に比べて不適当と認められるときには,原則としてこの特別措置を適用いたしません。

(2) (1)により契約容量または契約電力を定めているお客さまが、需要場所における負荷設備を変更される場合には、原則として、3 (コクリエでんき C) (3)または 4 (コクリエでんき D) (3)により契約容量または契約電力を定めます。

3 コクリエでんきDのお客さまについての特別措置

2025年4月の計量期間等の終期までに使用される電気に係る料金に限り、4(コクリエでんきD)(4)を、次のとおり読み替えて適用いたします。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金およびコクリエ標準約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、コクリエ標準約款別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合は、コクリエ標準約款別表 2 (燃料費調整) (1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、コクリエ標準約款別表 2 (燃料費調整) (1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、コクリエ標準約款別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合は、コクリエ標準約款別表 2 (燃料費調整) (1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、コクリエ標準約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1) イによって算定された離島平均燃料価格がコクリエ標準約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1) ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、コクリエ標準約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1) へによって算定された離島コニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、コクリエ標準約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1) イによって算定された離島平均燃料価格がコクリエ標準約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1) イによって算定された離島平均燃料価格がコクリエ標準約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1) ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、コクリエ標準約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1) へに

よって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき

1,269円69銭

口 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき 27円84銭

4 この契約要綱の実施にともなう切替措置

料金その他の供給条件については、次のとおりといたします。

- (1) 2024 年 4 月の計量期間等の終期までは、変更前の需給契約要綱のコクリエでんき (2023 年 10 月 1 日実施。) を適用いたします。
- (2) 2024年5月の計量期間等の始期以降は、この契約要綱を適用いたします。

1 契約設備電力の算定

- (1) 契約設備電力は、原則として、主開閉器の定格電流にもとづきコクリエ標準約款別表4 (契約容量および契約電力の算定方法)に準じて算定いたします。この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。
- (2) (1)によりがたい場合は、負荷設備の容量等を基準として定めるものといたします。
- (3) 契約設備電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨 五入いたします。

2 料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式

日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。ただし、日割計算対象日数が30日を 上回る場合には、日割計算を行なわないものといたします。

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいい、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。また、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。